HOKUGA 北海学園学術情報リポジトリ
学校法人北海学園
北海学園大学
北海商科大学

タイトル	フランス憲法院の「原像」と「現像」 : 憲法院関係者の「証言」
著者	岡田, 信弘; Nobuhiro OKADA; コリーヌ, リュキアンス; Corinne LUQUIENS; ヴィルジニー, レスティノ; Virginie RESTINO; 河嶋, 春菜; Haruna KAWASHIMA
引用	北海学園大学法学研究, 54(4): 126-96
発行日	2019-03-30

Hokkai-Gakuen Organization of Knowledge Ubiquitous through Gaining Archives.

資　　料

フランス憲法院の「原像」と「現像」
―憲法院関係者の「証言」―

岡　田　信　弘（第一部）
コリーヌ・リュキアンス（第二部）
ヴィルジニー・レスティノ（第二部）
河　嶋　春　菜（第二部訳）

はじめに

憲法院（Conseil constitutionnel）創設後、今年で 61 年が経過しようとしている。当初はほとんど注目を浴びることのなかった、この「憲法裁判機関」は、現在では、フランス国内だけでなく、外国においても比較憲法裁判所論の文脈で重要な検討対象とされている。我が国においても例外ではない。

本「資料」は、憲法院研究者及び憲法院裁判官の「証言」に基づいて、フランス憲法院の「原像」と「現像」の一端を明らかにしようとするものである。本論に入る前に、本「資料」で扱う「証言」の内容と性格について簡単に説明しておきたい。

第一部で扱う「証言」は、1988 年 9 月、第五共和制憲法制定 30 周年を記念して、フランス政治学会と憲法学会が合同で開催した研究集会において、エクス・マルセイユ大学のロイク・フィリップ（Loïc Philip）が行った報告でなされたものである[1]。この「証言」は、二つの理由から紹介に値するように思われる。一つは、研究集会の目的がとかく不明確な部分の多い制憲過程[2] に分析の光を当てようとするものであったということである。当然、憲法院の成立過程にもメスが入れられることになった。第二の理由は、「証言者」がフィリップであったということである。彼は、当時のフランスにおける憲法院研究の第一人者のひとりである[3]。したがって、本「証言」に、彼の長年にわたる憲法院研究の成果が現れていることは想像に難くない。

第二部を主に構成しているのは、2017 年 9 月に実施した憲法院訪問調査[4] におけるリュキアンス裁判官の「証言」である。この「証言」を紹介

することについても、次の二つの理由を挙げることができる。まず、内容の点で、最近の憲法院の活動のあり方を実に率直に証言していることがある。次に、「証言者」が比較的最近憲法院に加わった裁判官であることが注目されるが、加えて国民議会の事務総長（secrétaire générale）経験者（2010年～2016年）であることも興味深いところである。議会の側から見た、憲法院のより客観的な評価が期待できるように思われるからである。

では、フィリップの「証言」に基づいて、憲法院の「原像」を垣間見ることから始めよう。

第一部　憲法院の「原像」：憲法院研究者の「証言」[5]

1．序

「憲法院はどのようにして生まれたのか。この新しい制度を創設するという考えは、最初、誰によって、そして何のために抱かれたのか。」[6] フィリップは、彼の「証言」（＝報告）をこのような疑問を提起することから始めている。既に指摘したように、第五共和制憲法の制定過程は、制憲議会が招集されなかったこともあっていまだ十分に明らかにされているとはいえない状況にある。「（憲法制定の）準備作業の読解が（先の）問いに正確な仕方で答えを与えることを可能としない」[7] ゆえんである。

このような留保を付しながらも、フィリップは、自らの問いに次のように答えている。まず「誰が」という点については、従来からも指摘されているように、憲法の実質的起草者の一人であるミッシェル・ドゥブレ（Michel Debré）と彼の協力者たちだとしている。彼はこの点について次のように述べている。「ミシェル・ドゥブレによって主宰された作業部会（groupe de travail）の中に、憲法院に関する諸規定の準備を特に委託された小部会（sous-groupe）が設けられた。小部会は、ジャノ（Janot）[8]、フォワイエ（Foyer）、そしてリュシェール（Luchaire）の3人で構成された。この小部会によって示された諸提案は大きな修正なしに作業部会によって承認され、次いで関係閣僚協議会（comité interministériel）に送付された後、憲法諮問委員会（Comité consultatif constitutionnel）に付される原案（avant-projet）第8章となった」[9] と。

「何のために」という問いには次のように答えている。「1958年憲法の起草者の目的」は、公権力の一般的な合憲性の統制を確立することや市民の権利および自由を保障することではなく、「議会が憲法上定められた権限から逸脱することを阻止しうる真に効果的なメカニズムを設けることであった」[10]。我が国でも既に繰り返し指摘されているように、第三及び第四共和制の下で「万能」であることにより、政治の「無能力」と「不安定」をもたらした「議会」を封じ込めることが現行憲法のライト・モチーフであるが、憲法院はまさにそれを担保する一つの手段として位置づけられたとされるのである。では、「憲法院はどのようにして生まれたのであろうか。」憲法院が憲法上制度化されるまでのプロセスが問題となる。

第五共和制憲法の制定過程は、大別して、(1)政府原案の起草、(2)憲法諮問委員会における審議、(3)コンセイユ・デタへの諮問及び最終的な政府案の閣議決定、(4)国民投票の実施、の四段階に分けることができる。それぞれの段階において、憲法院に関する規定はどのようになっていたのか、また、どのように推移したのか。それらの検討を通じて、憲法院の「原像」を探ることとしたい。

2．政府原案の起草過程

憲法院に関する規定がある程度統一的な形で現れるのは、1958年7月8日の作業部会においてである。先に触れた小部会が作成したものである。出発点となるテキストなので、少し長くなるが以下に訳出する（ただし、フランス共同体に関する部分は除く）。

「憲法院は9名の評定官（membres）[11]を含み、そのうち4名は共和国大統領により、2名は元老院議長により、2名は国民議会議長により任命される。9人目は他の評定官により選任される。

憲法院は、その内部で院長を選出する。院長及び評定官の任期は10年で、再任はできない。

憲法院評定官の職務は、国会議員又は大臣の職務と両立することができない。その他の兼職禁止については、組織法律によりこれを定める。

憲法院は、大統領選挙についてその準備と選挙の運営を監視する。憲法院は、投票用紙を中央に集める。すべての候補者及びすべての選挙人団構成員は、投票終了後24時間以内に、選挙の運営に関して理由を付し

た異議申立てを行う権能を有する。憲法院は異議の理由の存否について審議し、開票を行い、選挙結果を公表する。

憲法院は国民議会及び元老院の選挙について判断を下す。

共和国大統領、元老院議長及び国民議会議長は、法律の審署期間内に、議会により可決された法律の違憲判断を求める訴えを提起することができる。違憲を宣せられた法律は審署されることができない。

組織法律についてはその審署前に、国民議会又は元老院の議院規則についてはその施行前に、憲法院は義務的に意見を求められる。

首相は、本憲法の適用から生ずるあらゆる困難に関して、憲法院に意見を求めることができる。

憲法院は、訴訟を裁定する破毀院又はコンセイユ・デタの請求に応じて、法律がその請求をなした裁判所が下すべき判決の原因となっている場合、その法律の違憲性を認容する。

憲法院の判決に対しては、いかなる上訴も許されない。」[12]

これらの諸条文を現行規定と比較した場合、次のような特徴を指摘できるように思われる。第一に、憲法院の構成に関して無視することのできない違いが存する。特に、評定官の任命数と院長の選任方法が注目される。まず前者については、大統領の任命する数と両院の議長が任命する数が同じであったということが大きな相違点である。これは、議会と大統領の間のバランスが考慮されたためであろう。後者については、院長の選任方法が互選とされていたのが興味深く、おそらく憲法院の自律性が配慮されたためであろうが、この点はその後まもなく修正された。第二に、組織法律と議院規則に対する統制方法が、憲法院に対し単に意見を求めるにとどまっていたことが挙げられる。厳密な意味での「審査」ではなかったのである。したがって、憲法院による議会の封じ込めは、この段階では比較的緩やかに考えられていたといえよう。第三の特徴は、これが最も注目される点であるが、現在の QPC に類似した手続が定められていたことである。これにより、少なくとも小部会レベルでは、憲法院が「憲法裁判機関」として機能する可能性が排除されていなかっただけでなく、QPC の起源ともいうべき権限の付与が想定されていたといえよう。ところが、この点については作業部会の中で強い異論が出され、結局直ちに削除された[13]。制憲者の「合憲性審査」に対する不信の念の根強さを明確に示す場面である。

その後も、政府原案が確定するまでに幾つか重要な修正が加えられた。7月16、17、18日の三日間にわたって開かれた関係閣僚協議会[14]における修正点としては、任命される評定官の数の内訳が現行規定のように3名ずつになったこと、院長が大統領によって任命されることになったこと、元大統領が法上当然に評定官となること、憲法院が国民投票の施行の適法性についても監視すること、組織法律と議院規則が憲法院の審査に付されることになったこと（意見を求められるにとどまらない）、憲法院への提訴が審署期間を停止すること、審査期間が1ヶ月とされたことなどがある[15]。これらの修正は、評定官の任命に関して議会（議長）の大統領に対する重みを増大する一方で、組織法律と議院規則の審査などを通じて議会に対する統制を厳しくしようとするものである。いずれにしても、国家機関相互の全体的なバランスを図りつつも、議会に対するコントロールを強める方向での修正であったことは否定できない。

閣議を経て確定された政府原案は、7月29日に憲法諮問委員会に送付された[16]。

3．憲法諮問委員会における審議

憲法諮問委員会の意見は、憲法典の主要部分に大きな影響を与えなかったとされている[17]。しかし、憲法院に関して興味深い議論がまったくなかったわけではない。例えば、「提訴権（droit de saisine）」をめぐるものがそうである[18]。議論のきっかけとなったのは、議会のいずれかの議院の3分の1の議員に提訴権を与えるという、トリブレ（Triboulet）の修正案であった。彼は、提案に当たり、概略次のように述べている。「機能しなかった1946年（憲法）の諸条項と裁判官統治との妥協点を探る必要がある。提訴権が与えられなければならないのは、侵害される可能性のある人々に対してである。議会の少数派に提訴権を与えることによって、その少数派が代表する市民が同時に保護されることになろう。」[19] ここに見られるのは、裁判官統治（gouvernement des juges）の回避に配慮しつつも、少数派保護のためにフランス法の中に違憲審査制を導入したいという強い意志である。

これに対して、ドゥブレを始めとする有力委員が相次いで反対意見を表明した。著名な法学者でもあったテトジャン（Teitgen）とコスト＝フローレ（Coste-Floret）の両委員は、それぞれ次のような理由から提訴権の拡大に強く反対した。まずテトジャンの主張はこうである。提訴権が

拡大されたならば、法律の制定が熱狂的な議論をもたらすたびに野党は欠かさず憲法院に提訴する。そうなると、結局のところ、実質的な意味での政府は憲法院に席を置く「退職者たち」の掌中に握られることになろう。次に、コスト＝フローレの議論はどうか。彼は、提訴権の拡大が憲法院を政治化し、しかもいびつなものにする危険性を有することを強調した。最後に、ドゥブレの議論を見ておくこととする。裁判官統治の危険性は、憲法院の権限の明確な画定と提訴権の制限によって排除される。したがって、提訴権を拡大しようとする提案は、法律の合憲性審査を真の意味での国家的問題へと変えてしまうことになるが、それは望ましいことではない。これが彼の述べていることである。

以上に概観した3人の議論に共通して流れる通奏低音は、やはりあの「裁判官統治」という、フランス公法学に長くつきまとってきた「亡霊」であった。しかし、最終的に諮問委員会で採択されたのは、トリブレの修正案であった。この修正案は1974年の憲法改正をある意味で先取りするものであり、また先に概観した諮問委員会での審議はまさに提訴権拡大の効果を近未来の形で予見するものであった。続くコンセイユ・デタへの諮問の後、58年の段階ではその姿を一端消すのではあるが。

4．コンセイユ・デタへの諮問及び最終的な政府案の閣議決定

憲法制定に対するコンセイユ・デタの影響については、憲法諮問委員会と同じように、あまり大きなものはなかったといわれている[20]。しかし、次の点については注目しておいてよいのではなかろうか。この段階での主な修正は、まず第一に、評定官の改選が同時にではなく3年ごとに3人ずつ行われることとされたこと、第二に、判決の効力に関する追加がなされたことである[21]。ここでは、後者についてのみ簡単に見ておくこととしたい。判決にどのような効力ないし効果を認めるかは、憲法院の性格をどのようなものとして位置づけるかという問題と密接な関わりを有する。更に、この問題は、諮問を受けたコンセイユ・デタにとっても極めて重要である。自己と憲法院の位置関係は、まさにこの問いに対する答えのあり方によって決まってくるからである。

コンセイユ・デタは、憲法院の判決が自己、すなわちコンセイユ・デタを拘束することは認めた。例えば、法律事項と命令事項の配分に関して憲法院が判断を示している場合、その判決はコンセイユ・デタを拘束

すると考えざるを得ないからである。しかし、そのような効果を「既判力（autorité de la chose jugée）という概念で表現することはためらわれた。憲法院に対し、端的に「裁判機関」性を認めることになるからである。そこで、まず、次のような表現がとられるべきであるとの提案がなされた。「憲法院の判決は、すべての行政機関と司法機関を拘束する。」[22] しかし、これでは、議会は判決の拘束力を免れることになる。「公権力」が追加された理由である。いずれにしても、これらの修正は実際上あるいは法技術上の次元にとどまるものであり、法原理的に憲法院の性格を確定するものではなかった。

こうしたコンセイユ・デタの「仕事ぶり」は、カッサン（Cassin）副院長の意に沿うものでもあった。総会審議を始めるに際して、彼は、「我々（コンセイユ・デタ）は政治的選択を行ったり、そのような選択を行う権利と義務を有する公権力に代替したりする資格を有しない」[23] と述べていたからである。

コンセイユ・デタへの諮問が終わると、政府は8月30日から9月3日の間に憲法全体に関する政府案を最終的に確定し、それを9月28日に国民投票に付した。憲法改正案は、国民の圧倒的多数により好意的に迎えられた。第五共和制憲法の誕生である。そしてそれは、フランス憲法史上例を見ない「実効性を有する違憲審査機関」へと展開してゆく憲法院の誕生でもあったのである。

5．小括

第一部では、フランスの代表的な憲法院研究者であるフィリップの「証言」を手がかりに、第五共和制憲法制定の全体的なプロセスと関わらせながら、憲法院の「制度化」過程を概観した。そこで明らかになったと思われることを、以下簡単に指摘しておきたい。

(1) 憲法院制度の提唱者

ドゥブレと彼の協力者たちであることについては多言を要しないであろう。特に、作業部会の中に設けられた小部会の構成員の役割は大きかったように思われる。

ドゥブレが当時抱いていた憲法構想については、次のようにまとめることができる。彼とドゴールはフランスに現代社会の諸々のニーズに適合した国家と共和制的権力を再建するという憲法構想の課題において一

致していたが[24]、ドゥブレはこの課題を主に「議院制の合理化（rationalisation du parlementarisime）」と「共和制的君主制（monarchie républicaine）」の確立によって達成しようとした。つまり、議会の立法手続の整理、立法事項の範囲の縮小、会期の短縮、委員会数の削減、議事日程や立法・予算議決手続に関する規制などの方法によって議会権力を制限する一方で、「国家の諸々の責任の本質的部分が、国家の頂点に位置づけられ、しかも明らかな正統性に基礎づけられた権威を有する一人の人物に与えられなければならない」[25]ことを主張していたのである。したがって、第五共和制憲法における議会の立法手続の規制、立法事項の限定、そして大統領の位置づけ等の諸規定はドゥブレにその起源を有していると考えることができるが、憲法院の創設と位置づけは立法事項の限定と密接に関わっているように思われる。この点については、項を変えてより詳しく検討することとしたい。

残された問題は、「何」がドゥブレと協力者たちにその着想を与えたかである。それは、フランス法の中に存するのであろうか、それとも外国法の影響に求めるべきなのであろうか。フィリップの答えは前者である。彼は次のように述べている。「この新しい制度（＝憲法院）の創設が比較法に何ら負うものでないことは明らかである。少し矛盾しているようではあるが、憲法院の創設は、その役割はほとんど取るに足らないものではあったが、第四共和制の憲法委員会（Comité constitutionnel）の先例に着想を得たように思われる。起草者たちは、かつての憲法委員会の権限を単に拡張しようとしただけであった。」[26]と。そしてその根拠は、憲法諮問委員会に送付された原案の趣旨説明に求められている。確かに趣旨説明では、「憲法の適用を監視することを委ねる公正な機関の必要性は、憲法委員会を創設した1946年の制憲者によって既に意識されていた。（憲法院に関する）本章は、この憲法委員会の権限を拡張することを目指している。」とされていた[27]。

しかし、ジャノは、研究集会の討論の場で、このような見方を厳しく批判している。彼は述べている。「憲法院の父は誰か。それは、憲法34条と37条（＝立法事項の限定条項）を欲した人たちであって、憲法院は先の憲法委員会を引き継いだものではない。」[28] なお、筆者は、少なくとも小部会の構成員における外国法、特に当時の西ドイツの憲法裁判所制度の影響について一考すべき必要性を感じている。先に見たように、最初のテキストには具体的規範統制に類似した手続が記載されていたし、

また、作業部会においてリュシェールが政党の資格を判定する権限を憲法院に与えることを提案していたことに注目したいからである[29]。

(2) 憲法院制度の目的

ジャノによると、憲法院は、まずもって国家機関相互のバランス、具体的には立法事項の限定を確保することにより立法権と執行権の間のバランスを保証するメカニズムとして構想されたとされている。彼は、まず立法事項の限定が先にあり、それを絵に描いた餅にしないために憲法院を構想したことを強調している。憲法院に他の権限を付与したのは、このことだけを憲法院が行う訳ではないことを示すためであったとも述べている[30]。

小部会で、ジャノとともに起草作業に携わったリュシェールも同意見のようである。憲法院創設の理念は明白であり、議会の権限を制限しようとするときに統制機関の存在が不可欠となるが、それが憲法院であったとされるのである。更に、彼は立法事項の限定を確保するためだけでなく、議院規則と組織法律を統制するためにも憲法院は創設されたとも述べている[31]。

以上に概観した２人の「証言」から読み取れる憲法院創設の目的は、一言で言えば、議会を封じ込めることにあったということになろう。それは、起草者の意図について、公権力の一般的な合憲性の統制を確立することや市民の権利および自由を保障することではなく、議会が憲法上定められた権限から逸脱することを阻止しうる真に効果的なメカニズムを設けることであったとする、フィリップの評価と大きく異なるものではない。そして特に新しさはないが、これが、第五共和制憲法制定当初の憲法院の姿、すなわち「原像」であったと解してよいのではなかろうか。なお、ジャノが、この時期に、「違憲の抗弁（l'exception de l'inconstitutionnalité）」の問題が将来非常に重要なものとなることを指摘している[32]ことが注目される。憲法院の「現像」と深く関わるからである。

では、ここで、憲法裁判官の「証言」によって、主に憲法院の運用に関わる現在の姿、すなわち「現像」の一端に迫ることとしよう。

第二部　憲法院の「現像」：憲法院裁判官の「証言」

（憲法院裁判官コリーヌ・リュキアンス氏に対するインタビュー調査[33]、2017年9月11日（月）於憲法院、＊［　］内は訳注）

リュキアンス裁判官：私はコリーヌ・リュキアンス（Corinne Luquiens）と申します。1年半前から憲法院のメンバーを務めています。こちらにおりますヴィルジニー・レスティノ（Virginie Restino）は、憲法院法務部長（chef du service juridique）で、ある特技を持っております。というのも、彼女は日本語を話しますので、どうぞ日本語で話しかけてください。こちらはフロリアーヌ・トマ（Floriane Thomas）、国際関係部（le service des relations internationales）に新しく加わった職員です。この度は皆様をお迎えでき、また、ご質問にお応えして議論できますことを大変嬉しく思っております。

質問：日本では、フランスのコンセイユ・デタをモデルに作られた内閣法制局が、議会提出前に政府提出法案の憲法適合性を厳密に審査しています。そのため、議会で可決された政府提出法案が事後的に最高裁判所によって違憲とされる例は極めて少ないのですが、フランスにおいても同じことが言えるでしょうか。

リュキアンス裁判官：皆様が問われた一つ目のご質問は、根本的には、コンセイユ・デタと憲法院のそれぞれの役割の相克に関わるものです。と言いますのも、コンセイユ・デタは政府提出法案についていずれかの議会への提出前に諮問され、政府提出法案に法的な観点から意見を付すので、そこにおけるコンセイユ・デタの役割について考えてみなければなりません。無論、各省庁に置かれる法務部も［所管分野の］政府提出法案が憲法に抵触しないように努めてチェックしていますから、政府提出法案が議会に提出される前に法律上の審査を行うのはコンセイユ・デタだけではないという点を、まずはっきりとさせておきます。さらに、政府提出法案の憲法適合性審査に関しては、同じく非常に重要な機関である政府事務総局[i]が政府に付随して置かれております。そこには複数の法律専門家が勤務しておりますが、彼らは大抵コンセイユ・デタのメンバー［(評定官)］でもあり、彼らもまた政府提出法案が憲法に適合的であるよう気を配っています。

レスティノ氏：リュキアンス裁判官が仰ったことに、詳細を付け加えた

く存じます。［政府提出法案の草案に］最初に法的審査を行うのは各省庁内にある法務部です。つまり、法案の内容に関係する省庁の法務部が最初の審査を行うということです。次に、法案が閣議で決定される前の段階で、政府事務総局が新たな審査を行います。そして、コンセイユ・デタが、政府事務総局による審査の後、閣議における審議の前に、つまり第三番目に審査を行います。

リュキアンス裁判官：これらのことは、議会に提出される法案には、事前に優れた憲法適合性の保証が付されていることを示しています。ただし、ここで強調しなければならない重要なことは、フランスでは、提出された法案に対し議会が膨大な修正を行うという点です。まず、議会での修正は量において膨大です。両議院での審議の過程で、殆どの法案が二倍に膨れ上がるからです。したがって、議決される法律に含まれる条文のうち優に半分は政府提出法案に含まれていなかった条文であり、すなわち省庁の法務部、政府事務総局及びコンセイユ・デタによる審査に付されていない条文なのです。このことのみをもっても、議決後に、憲法院が介入する理由となりましょう。次に、修正は内容においても膨大です。当初の法案にあった条文が両議院による修正を経て議決され、法律の条文になっている場合があります。したがって、憲法院に提訴される法文はコンセイユ・デタに付託された法文とは、かなり異なるものでありうるのです。

しかしながら、以上の点のみをもって、政府提出法案を憲法適合的だとするコンセイユ・デタの意見と、議決後の法律の条文を違憲とする憲法院の判断との間の不一致を十分に説明できるとはいえません。［コンセイユ・デタと憲法院の意見の不一致は］憲法院が憲法適合性について最終的な判断を行い、コンセイユ・デタとは異なる意見を持ちうる独立の審級機関であるという事実に起因するのです。例えば、後で皆さんが取り上げる、公共空間におけるイスラム教式スカーフの着用に関する事例では、憲法院とコンセイユ・デタは確かに異なる見解を示しました。このような解釈の相違は、法学という学問分野が自然科学ではないから起こるものだと思います。たとえ数学において2+2が常に4となろうとも、法律学においてはそうは言えないと思うのです。つまり、法律を解釈し、憲法を解釈する方法があり、コンセイユ・デタの方法と憲法院のそれが異なる場合もあり得るのです。

イスラム教式スカーフの事例だけではなく、他の事例もあります。例

えば、社会保険料に関する事例でも、コンセイユ・デタと憲法院の意見の相違がありました。コンセイユ・デタは、政府に対する諮問を行う中で、社会保険料に関する法案の条文が合憲であると考えましたが、後に憲法院は異なる判断をしました[34]。

では、法学を特徴づけるものであり、法的概念が常に甘受するところの解釈が憲法院による審査に占める部分とは「別の部分」についてはどうでしょうか。換言すれば、憲法院は、原則としては、法学的考察に規律されるものの見方をしているとはいっても、いわば実社会的な事情も考慮しています。ご存じの通り、憲法院裁判官のなかには、法学の教授や裁判官ばかりではなく政治家［であった者］もおります。これらの裁判官は社会からの期待に照らして判断を行いますが、そのことは法の紛争においてごく正当なことなのです。

後ほどお尋ねになる質問を先取りしているかもしれませんが、憲法院は国会によって議決された法律条文を、それが憲法に甚だしく違反している場合にのみ、違憲として非難するよう細心の注意を払っていると思います。憲法院はすべての判決において自らが国会と同じ判断権限を有さないという点を、念を押して述べるようにしています。国会で議決された法文が明らかに憲法違反である場合にのみ、憲法院は違憲の判断を行うのです。

質問：命令の憲法適合性を統制するコンセイユ・デタ訴訟部と、法律の憲法適合性を統制する憲法院は、互いの憲法解釈を参照していますか。参照しているとすれば、どの程度まで考慮に入れているのでしょうか。
リュキアンス裁判官：二つ目のご質問は、つまるところ「憲法院は、デクレ［政令］の憲法適合性を保障するコンセイユ・デタ訴訟部と同様の役割を担っていると言えるか」という問いであろうかと思います。「はい」とお答えいたしましょう。フランスでは、ご存じの通り、二つの種類の命令権限があります。一つは、独立命令権、すなわち法律に従属しない命令で、これは1958年憲法［37条］の規定として特徴的な点です。独立命令として刑事分野の例を挙げましょう。刑罰を定めるのは、無論、法律ですが、重大性の低い軽罪である違警罪、例えば道路交通法典上の最も軽度な罪の場合には、自由制限的措置を伴わない限りにおいて、命令制定権が刑を定めるのです。

以上のように、命令制定権が法律に基づかない独立した領域に立ち入

る場合には、コンセイユ・デタにかような命令に関する越権訴訟が提起され得ます。その場合、憲法と命令との間に介在する法律がありませんから、コンセイユ・デタは当該独立命令の［法律適合性ではなく］憲法適合性を審査することになります。コンセイユ・デタによる命令の憲法適合性審査は憲法院による法律の憲法適合性審査に非常に似通ったものになりましょう。ただし、コンセイユ・デタによる審査は［憲法だけでなく］法の一般原則にも照らして行われますが、法の一般原則は憲法的原則と完全には一致しません。

もう一つの命令権限は法律に従属する命令制定権、すなわち、執行命令権［および委任命令権］であり、これに関するコンセイユ・デタの役割は当然、デクレを、それが適用すべき法律に照らして審査することです。この場合、憲法と命令の間に当該法律が介在すると考えられましょう[ii]。

コンセイユ・デタが命令制定権の憲法適合性を審査する際には、無論、憲法院判例に範を得ています。憲法院の決定は、すべての公的諸機関を拘束するので、当然にコンセイユ・デタをも拘束するのです（［憲法 62 条 3 項］）。憲法院が付す解釈もまた、コンセイユ・デタに対し優越的且つ拘束的であるのです。

今、レスティノが付言してくれたことですが、コンセイユ・デタと破毀院は、［憲法適合性審査に関わる］前述の役割に加えて、さらに別の役割をも負っております。それは条約適合性審査です。我が国の憲法には、正規に批准され且つ相手国による適用がなされる条約は、法律に優位する効果を有すると定められています［（憲法 55 条）］。行政裁判官と司法裁判官は、「条約適合性審査」と呼ばれる統制を行うことで、管轄する訴訟に申し立てられる法文が条約に違反しないかを審査します。争点となるのは、とりわけ二つの条約についてでしょう。それは、欧州人権条約と欧州連合に係る諸条約であり、これらの条約は命令だけでなく法律をも拘束します。つまり、司法裁判官と行政裁判官が法令の条約適合性を審査する役割を果たし、憲法院は条約適合性審査を行いません。

条約適合性審査と憲法適合性審査との間には重要な違いがあります。憲法院がある法律を違憲であると考えれば、当該法律は廃止され、もはや法秩序に帰属しなくなります。法律は廃止されるので、法秩序から排除されるのです。一方、条約適合性審査の枠組においては、条約違反の法律の適用は退けられこそすれ、法律そのものは法秩序の中に存在し続

けます。条約違反の法律を廃止できるように、憲法院がいつか条約適合性審査を行うのではないか、という問いが絶えずたてられています。

質問：憲法院は、「議会審議の明瞭性と誠実性の要請（exigences de clarté et de sincérité du débat parlementaire）」という概念を憲法のいくつかの条文の解釈から導き出し、立法手続に対する統制のためにしばしば用いています[iii]。憲法院がこの概念を使うときの条件あるいは基準は何でしょうか。

リュキアンス裁判官：三番目のご質問は「議会審議の明瞭性と誠実性の要請」についてですね。この議会審議の明瞭性と誠実性の原則は、多少なりとも、「法律の理解可能性と接近容易性（intelligibilité et accessibilité）の原則」が立法の手続面に派生したものと考えることができます[iv]。議会審議の明瞭性と誠実性の要請において要求されることは、審議によって、議院の意思を表明する議決がなされることです。つい最近、先の木曜日に、ちょうど議会審議の明瞭性と誠実性の要請に基づく申立てについて憲法院が判決を下しました[35]。申し立てられた「政治生活の信頼性又は透明性に関する法律」のある条文［２条］は、いささか雑然とした審議の末に議決されました。国民議会議長は、賛成の挙手投票を行うよう２度呼びかけた一方、明確な形では反対票を投じる呼びかけを発しなかったため、結果として、反対意見が表明されることができなかったのです。本件では、原告議員らの主張から、［憲法 27 条及び 45 条に照らしても］審議の混乱が投票結果を歪めたとまでは考えられなかったので、違憲の抗弁を退けました。つまり、審議の混乱により投票結果が歪められたことが立証される場合には、議会審議の明瞭性と誠実性の要請に対する抗弁を考慮する、という考え方です。ところで、この議会審議の明瞭性と誠実性の抗弁は、事前審査でしか主張され得ないという点を強調しておきます。憲法によれば、事後的憲法適合性審査、すなわち憲法適合性の優先問題（QPC）は権利又は自由の侵害を理由に提起される訴訟であるため、［議会審議に関する］手続上の問題は提起できません。したがって、手続に関する問題は、事後審査ではなく、事前審査の枠組でのみ提起されうるのです。

先ほど、議会審議の明瞭性と誠実性の要請が、法律の理解可能性と接近容易性の原則に近いものだと申しました。そこで、法律の理解可能性と接近容易性の原則に関する憲法院の違憲判決をご紹介したいと思いま

す。2012年に、憲法院はドイツ語で書かれた条文を含む法律について違憲判決を下しました[36]。詳しく述べますと、この法律はアルザス・モーゼル地方に関するものでしたが、この地域では同地がドイツ帝国の一部であった時代に遡る法律が今も適用されているために、法律の一部の条文がドイツ語で書かれていたのです。

質問：アメリカや日本の最高裁判決と異なり、フランス憲法院の判決には少数意見・反対意見制度がありません。反対意見の制度の必要性についてどうお考えでしょうか。また、これに関連して、憲法院のウェブサイトに掲載される憲法院判決の解説（commentaire）は、誰がどのように執筆しているのですか。解説は、憲法院ではなくコンセイユ・デタのスタッフが執筆していると聞いたことがありますが、具体的にはコンセイユ・デタの中のどのような役職の方が執筆を担当し、事前に憲法院裁判官たちによる査読を受けるのでしょうか。この解説は、憲法院の公式見解として受けとってよいのでしょうか。なお、日本の最高裁判決の調査官解説は、事件を担当した最高裁の調査官が、最高裁裁判官の査読を受けずに自由に執筆し、最高裁の公式見解としてではなく、調査官の個人見解として公表されているため、日仏の違いを知りたいという趣旨でご質問を致します。
リュキアンス裁判官：少数意見や反対意見は、確かにフランスでしばしば出てくる議論です。フランスにおいては、憲法院にも、他のどの裁判機関にも、反対意見制度はありません。フランスでは、反対意見は判決の内容をより良く理解するために有用であるとしても、判決の権威を貶めてしまうと考えられています。また、反対意見制度は裁判官の独立を保障している評議の秘密原則との関係でも問題となります。この評議の秘密は憲法院にとって特に重要な原則です。

ご存じの通り、憲法院裁判官の任命手続には憲法上の諸機関（autorités juridiques）が介入するため、憲法院裁判官は司法裁判官と同一視できません。憲法院裁判官は共和国大統領、国民議会議長及び元老院議長により任命されます。憲法院院長でもあったロベール・バダンテール曰く、憲法院裁判官は自らの任命を行った公権力に対して恩知らずであり続けなければなりません。つまり、憲法院裁判官の決定的な役割は、任命者、すなわち共和国大統領、国民議会議長又は元老院議長を満足させることに専心することであってはならないのです。ある意味、評議の秘

密の原則、すなわち反対意見制度の不在は、この任命者に対する忘恩、ひいては裁判官の独立を助けていると言えましょう。また、フランスでは、ある論争―これを屁理屈と言わないようにしてください―があります。それは、もし反対意見制度が存在したならば、憲法院判決に対して向けられる批判を強めることになりかねないというものです。判決に賛成票を投じて反対意見を付さなかった裁判官による憲法解釈と、むしろ判決に反対した裁判官による憲法解釈の、それぞれに沿う形で判決の解釈が行われてしまう恐れがある、という議論です。

続いて、ご質問の後半部分、判決の解説（commentaire）についてお答え致します。解説は、憲法院裁判官ではなく、憲法院の事務局によって執筆されます。さらに言えば、判決そのものも、形式的には、裁判官自らが執筆しているのではなく、裁判官に提示され、裁判官による評議の過程で修正されることによって作成されているのです。解説は、少なくともその一部分は、判決が出された後に憲法院の法務部門によって執筆されますが、これは［憲法院裁判官ではなく］憲法院事務総長の権限の下で行われます。なお、憲法で明示されてはいませんが、伝統として、事務総長は長らくコンセイユ・デタ評定官から選ばれています。

解説は判決を補足するものであってはなりません。解説は対象とする判決を説明するのみです。場合によっては、当該判決を憲法院の過去の判決と比べながら俯瞰し、例えば、当該判決が憲法院の判例に沿うか、又は当該判決により憲法院判例が発展したかを導き出します。憲法院判決は他の多くの憲法裁判所の判決に比べ随分と簡潔ですが、解説はそれを補完しているかもしれません。例えば、カールスルーエに所在するドイツ憲法裁判所が出す判決は何十頁にもなり、時には100頁を超えています。欧州人権裁判所やEU司法裁判所の判決も同様です。しかし、憲法院の判決はそうではありません。憲法院は提訴された憲法問題に答えるのみであり、他の憲法裁判所や憲法院自身の判例を分析しないのです。このような分析は解説の役割です。例えば、欧州人権裁判所の判決を見ますと、ほとんどの場合、欧州人権条約締結国の憲法裁判所が出した判例の検討から始まります。憲法院はこのようなことは決して行いませんし、他の憲法裁判所の判決に触れることも決してありません。しかし、解説では憲法院や他の憲法裁判所の判例への言及が許され、比較による判決の俯瞰はむしろ有益だと言えるかもしれません。確かに議論はありますが、判決そのものの中では、過去の判決が現れることはありません。

質問：憲法院では誰が評議を主導しますか。
リュキアンス裁判官：通常、今私がおります席に座る憲法院院長が評議を進行します。ちょうどこのご質問に関連して、ぜひお伝えしたいことがあります。私たちは憲法院で評決されていない事柄を判決の中に記すことはありません。憲法院は判決の全体を、言うなれば一言一句、検討しています。では、具体的にはどのように行われるのでしょうか。まず、［憲法院裁判官のうち］一名が報告者（rapporteur）となって、提訴された問題の争点を分析した上で憲法問題への解答を提示します。つまり、原告が法律の合憲性に関して異議申立てを提起し、報告者が異議の一つひとつを順に検討するのです。一名の報告担当裁判官が最もふさわしいと考える結論（solution）を提示する、ということです。まず、報告担当裁判官はこの提案の中で、合憲性の優先問題（QPC）の場合、提訴された法律条項について単に無効［(違憲)］又は解釈留保付き有効［(解釈留保付合憲)］のいずれかを提示します。事前審査の場合、報告担当裁判官は法律の各条文について憲法問題への結論案を提示します。次に、報告担当裁判官の提案に基づいて判決案を作成し、その判決案の一言一言を憲法院［裁判官全員］の評議に付します。そのため、判決が100頁を超えるとすれば、それは文字通り非常に長い評議になることでしょう。我々にとって判決とは、提起された諸々の憲法問題に関して、憲法院判決に付された一つひとつの理由が何であるかを記すことであり、それに限ります。判決を導いた分析があったとしても、それを判決の中にすっかり含んでしまうことは、100頁にもなる判決を書かずしては、決してできることではないでしょう。

質問：先ほど挙げられたブルカ禁止法についてお伺い致します。本法は、法律案として提出される前にコンセイユ・デタから違憲の疑義があるとの意見が付されましたが、法律案が議決された後の憲法院による合憲性審査においては、解釈留保が付されたとはいえ、法律をほぼそのまま合憲にしたように見えます。この合憲判決については、民主的正統性を有する議会に対する遠慮があったのでしょうか。換言しますと、世論を大きく二分するような問題については憲法院が踏み込んだ判断をすることは難しいという考慮が働いているのでしょうか。また、ブルカ禁止法の合憲性審査にあたって、裁判官の意見は分かれなかったのでしょうか。
リュキアンス裁判官：このご質問に対するお答えの一部は、既に申し上

げました。というのも、憲法院はコンセイユ・デタによって考慮されていなかった点、すなわち議会審議の結果をも検討することをお伝えしました。イスラム教式スカーフ［(ブルカ)］事件についても、コンセイユ・デタは議会における審議の前に法案に関して諮問された一方、憲法院は議会審議の後に法律を評議しました。憲法院は議会審議にかんがみて、立法者の解釈を自らの解釈にとって代えることはできないと考え、解釈留保を付すことによって法律を合憲であると判断しました。

レスティノ氏：仰る通り、憲法院は、公共の場におけるイスラム教式スカーフ着用の禁止が公共に開かれた礼拝場については適用されないという解釈留保を付したうえで、本法律を合憲としました。しかし、この判決で憲法院は非常に慎重になっています。リュキアンス裁判官が仰った通り、憲法院は自らが立法者と同じ解釈権限（pouvoir d'appréciation）を持たないと考え、例えば同判決の第４パラグラフに見られるように、幾度も「立法者は以下のように考え…」と、立法者の意図について述べています。また、第５パラグラフでは、憲法院は、自らの審査権限が明白な瑕疵にのみ及ぶこと、すなわちこの種の憲法問題に関しては非常に制限的な統制のみを行うと念を押しています。立法者は、立法理由があると考えれば、立法することができるのです。このような考え方は、とりわけ社会構造的問題（problèmes sociètals）と公衆衛生に関する問題について当てはまります。

質問者：今ご説明になったように、議会との関係が考慮されていると思われる判決として、公衆衛生分野の法律に関するものがあります。憲法院は、身体への医的侵襲の事例では「憲法院は、国会の有する一般的な決定権限と同じ性質の権限を有しない」と述べ、立法府に広い裁量を認めてきました。一方で、例えば人工妊娠中絶判決では、憲法院は個人の自由を持ち出して、国会の判断に反抗して判断することもありました。

リュキアンス裁判官：いかにも、社会構造又は公衆衛生の分野に係る問題については、憲法院が立法者の解釈を尊重するという理念を有していることを念頭におかなければなりません。つき詰めると、憲法院は議会の解釈又は世論を尊重しているのであり、社会構造又は公衆衛生の分野に係る問題について大衆からくみ取られること（ce qui est l'aspiration de la population）に反する判決を出す場合には、非常に厳格な判決理由がなければならないのです。これらの分野の問題について、世論の進展

に伴って判例の変更がなされる国もありましょう。ここでは、そもそも従来の判例が非常に慎重であったために、憲法院が判例変更を行う必要がなかった例を取り上げたいと思います。例えば、人工妊娠中絶に関する憲法問題は、憲法中の明白な条文に準拠する法的立場があるとは言い難い問題です。1789 年宣言と 1946 年憲法前文は、憲法院が人工妊娠中絶の容認又は禁止を言い渡す際に根拠となりうる準拠規範ではありますが、そこには人工妊娠中絶について何も明記されていません。この問題については、社会の意見（opinion sociale）が進展しています。例えば、第三共和政下、つまり第二次世界大戦前に憲法院があったとすれば、憲法院はほぼ確実に人工妊娠中絶を違憲と判断したことでしょう。しかし今日では、憲法院は、例えば生命への権利を理由に人工妊娠中絶条項を違憲無効にする権限を有するとは、もちろん考えません。社会構造や公衆衛生に係る憲法問題は、憲法院自身が社会からくみ取られる意図に反して判決を下すことができるような道徳的規範制定権限をもつとは考えていない領域なのです。

このような憲法問題に関する評議において憲法院裁判官の意見が分かれなかったのか、もし分れたならば問題とならなかったのか、というご質問もされていましたね。まず、私にはわかりません。というのも、先ほど申し上げました通り憲法院の評議は秘密であり、私が憲法院に席をもっていなかった頃の判決については、各裁判官の立場を知らないのです。いずれにせよ、原則は、他の憲法問題と同様に社会構造・公衆衛生分野の憲法問題についても、多数決で評決がとられるということです。票決が可否同数となった場合には、憲法院院長が決裁権［(キャスティング・ボート)］を有します。とはいえ、私たち憲法院裁判官は通常 9 名ですから可否同数となることはありませんが、現在は 8 名しか在籍しておりませんので[v]、もし可否同数となれば憲法院院長の投票が決裁権を有し、評決がなされるのです。社会構造・公衆衛生分野の一部の問題については、全ての憲法院裁判官が同じ意見を有しているわけではありませんが、だからといって問題はありません。これらの問題も、私たちが反対意見制度を設けるべきではないと考えている分野です。

質問：欧州人権裁判所と憲法院との職務や機能の違いをどのように考えていますか。2014 年に出された欧州人権裁判所による条約適合判決[37]では、ブルカ禁止法の立法目的とその目的達成手段との比例性について

いくつかの条件が付されました。すなわち、欧州人権裁判所は「『共生』の条件確保」のための覆面禁止は肯定しましたが、男女平等と人間の尊厳の確保という立法目的の正当性、及び公共の安全の確保のためのブルカの一般的禁止の必要性については否定しました。ブルカ禁止法に関して、なぜ憲法院判決と欧州人権裁判所判決との間に違いが生じたのでしょうか。裁判官の出身やキャリアも関係していると思われますか。

リュキアンス裁判官：欧州人権裁判所が具体的審査を行い、ある事案のみを提訴され当該事案についてのみ判断する一方で、憲法院は、例えばこの覆面の例においても、抽象的審査を行います。憲法院は公共の場における覆面の禁止を定める法律について提訴されたのです。このように、憲法院と欧州人権裁判所が必ずしも常に同じ理由づけを行わなかったり、更には同じ結論を導かなかったりすることには、それなりの理由があるのです。

結論の違いを欧州裁判所と憲法院の構成の相違に求める仮説もありましょう。しかし、当然のことではありますが、憲法院はフランスの現状に深く根を下ろしており、判決ではフランスの現状を考慮しています。日本には欧州に対応するような地域的統合はありませんが、日本は非常に強い法的固有性を有しているように思われますから、仮にも国外の裁判所が下す判決によって規律されることを容易に受け入れることはできないのではありませんか。私がこのように、あえて我が国の立場を置き換えてみましたのは、国外裁判所によって下された判決に従うことは、主権意識のある国にとって難しいということをお伝えしたかったからです。フランスは欧州人権裁判所の判決を受け入れましたが、それはフランスが欧州人権条約を批准したからなのです。欧州人権裁判所と憲法院の違いはここにあるかもしれません。考えてみてください、汎アジア裁判所が日本の最高裁判所と常に同じ判断をするでしょうか。このように問うことができると思うのです。

設立当初の欧州人権裁判所は、欧州評議会の規則に対応して、同じ民主主義的価値を共有する条約批准国を結集していました。しかし、今日では、欧州評議会は互いにかなり異なる加盟国で構成されています。このことをもっても、憲法院と欧州人権裁判所では必ずしも同じ立場をとることができない理由を説明できましょう。

質問：立法を行うためには、その立法を支える立法事実[vi]が必要ですが、

憲法院は、事前審査において常に立法事実の評価を行っていますか。行っているとすれば、どのようにして立法事実を発見していますか。
リュキアンス裁判官：「立法事実」というものが何か理解ができておりませんで、少し困っております。
質問者：法律を制定する場合の基礎を形成し、かつその合理性を支える一般的事実、すなわち社会的、経済的、政治的もしくは科学的事実のことを言おうとしています。
リュキアンス裁判官：よく分かりました。他の、特にヨーロッパの憲法裁判所に比べて、憲法院には極めて例外的な特徴があります。それは、憲法院が提訴から判決まで大変短い期限に縛られている点です。ご存じの通り、事前審査については1カ月の判決期限が設けられています。例えば、先ほど政治社会への信頼に関する法律について2017年9月8日に判決を出したことをお話ししましたが、提訴は同年8月9日と10日に行われたばかりでした。組織法律（loi organique［憲法附属法律とも訳される］）と通常法律が提訴され、これら二つの法律について提訴から判決の宣告までに1か月間、それもフランス人が慣例的に夏の休暇に使う時期の1か月しかありませんでした。この時間的制約はとりわけ事前審査について極めて重要であることが分かるでしょう。というのも、我々が判決を出さない限り議会が議決した法律が適用されないのですから。したがって、評議に2年間もかけることなど想像できません。民主主義的観点からは、先に挙げました二つの政治社会への信頼性に関する法律は大統領選挙の際に表明されたものであり、公的社会［(政治)］の担い手の誠実性を一層高め保障しようとする内容でしたから、大統領の選挙運動を象徴するものでした。そのため、大統領が選挙期間に公約して成立した法文が直ちに施行されない事態は考えられないことだったのです。我々憲法院に選択肢はありません。判決の期限は憲法によって義務付けられていることであると同時に、良識によって拘束されることでもあるのです。

私が以上のことをあえて申しましたのは、無論、判決の期限が短いことによって、提訴された法律や、「立法事実」を評価するための専門的な調査を行う可能性が制限されるからです。憲法院で考慮できることは、唯一、議会審議から出てくる事柄のみです。例えば、まず、提出法案には影響評価（études d'impact）と呼ばれる調査結果が付されますが―影響評価のことを考えてみると「立法事実」の内容が理解できたように思

います―、これは政府による提出法案が成立した場合の影響を計るものです。また、時折、議会審議に並行して争点となっている問題に関する報告書が作成されている場合もあります。憲法院の評議ではこれら全てについて勘案することができますが、きわめて短い期限しかありませんから、他の事柄を勘案することができません。

さて、事後審査についても判決の期限は3カ月に限られていますから、事情は大きく変わりません。この3か月間のうち最初の2カ月は対審手続に費やされ、原告と法律を擁護する側である政府、さらに時には原告の立場に反対又は援護をする参加人が主張を交わします。結局、この対審手続が完結してから憲法院が判決を下すまでに残されているのは、1か月のみなのです。具体的な資料を考慮することができないことに関して苛立ちを表す憲法院裁判官がいるのも事実です。具体的な資料とは、例えば刑事分野においては、提訴された条文をもとに処罰された受刑者の人数や受刑者のプロフィールといった現状です。また、[思い通りに十分な調査ができないのは] 複雑な争点に係る審査の場合も同じです。憲法院に移送されるQPCの約30パーセントが租税法に関わる問題であり、租税法の非常に複雑な問題に踏み込む場合には、法律条文を無効としてしまう前に当該条文の影響力をじっくりと評価することも有益なことかもしれません。しかし、我々にはそのようなことをできる可能性は全くありません。ここでもやはり判決の期限が非常に短いことが理由です。事後審査についても判決の期限がかように短い理由は、QPC手続が導入された際、QPCが原告にとって通常裁判所における訴訟手続を遅らせる手段とならないように考慮されたためです。事後審査における憲法問題は、それが提起された進行中の訴訟において事実審が始められる前に憲法院で判断されますから、憲法院が通常裁判所における訴訟手続を過度に遅らせないようにすることが重要なのです。そうでなければ、裁判の過度な遅延という、別の形の不正義を行うことになってしまいます。

レスティノ氏：QPCが原告にとって通常裁判所における判決を遅らせる手段となってはならないという点について、少し付け加えます。具体的に申し上げますと、刑事分野においては、重罪院ではQPCを提起することができません。予審の段階ではQPCを提起することができますが、一度、重罪院法廷が開廷すればQPCを提起することはできなくなります。重罪裁判手続では一般の人々が一時的に日常の仕事から離れて

陪審員として法廷の席に着いたり、専門家を招聘したりしますので、重罪裁判の準備は刑事裁判部にとって非常に重い仕事なのです。仮に重罪手続の開廷の際に QPC が提起されると、すべての開廷準備をやり直し、訴訟手続を延期しなければならないため、大変な負担となります。重罪院において QPC を提起できないのはこのためでして、QPC は重罪院開廷までに提起されなければなりません。開廷したら、QPC はもう受理されないのです。

質問：2010 年 7 月 30 日 QPC 判決第 14/22 号[38] は、その立法事実の変化を理由として、1993 年 8 月 11 日 DC 判決第 326 号[39] ですでに事前審査において合憲とされた警察留置に関する規定を違憲と判断しました。では、事前審査に付されていない法律規定について QPC が提起されたときにも、憲法院は常に立法事実の評価を行っているのでしょうか。行っているとすれば、どのようにして立法事実を発見しているのですか。
リュキアンス裁判官：やはりこの質問は不可避でした。見事に判例を調べられており、ご質問の質の高さに感嘆いたしました。既にわが国の法制度について高いご知見をお持ちだということが分かります。

このご質問は、[施行後の法律が] もはや社会的事情を勘案しているとは考えられない場合には、憲法院の判例変更に至る場合があることを指摘するものです。お示しになった警察留置事件においては、憲法院が既に合憲と判断した憲法問題について事情変更を理由に改めて審査することを認めました[vii]。この可能性はもとより合憲性の優先問題に関する規定［(憲法院に関する憲法的法律の価値を有する 1958 年 11 月 7 日 58-1067 号オルドナンス 23-2 条 2 項)］に定められているものの、憲法や法律の改正といった法規範の変更を念頭に置いていました。警察留置事件の場合には、事実の変更も問題になったのです。この事実変更の容認は多くの論者にとって避けられないと思われていたことでした。というのも、警察留置が激増する状況を見て、法律適用後のこのような社会的事情が警察留置に関する法律規定について事実状況を変化せしめている以上、憲法院は当該規定に関する判例を変えるか、少なくとも改めて審査する必要があると考えたのです。
レスティノ氏：この警察留置事件判決は、憲法院が既に合憲と判断したことのある法律条文を改めて審査した例としては、唯一、事実の変更を理由としたものです。法規範の変更を理由に判例変更をした例は相当数

ありますが、憲法院が事実の変更を認めたのは本件のみです。
リュキアンス裁判官：事前に戴いていたご質問の最後までまいりましたが、もしほかにご質問があれば、皆さまにはお尋ねいただく「権利」があります。

質問：解説の作成に憲法院の裁判官は関与していないと仰いました。憲法院の法務部門のスタッフが書いて、事務総長が決済を行うことになっていますが、ここで裁判官の関与は全くないと理解してよいのでしょうか。
リュキアンス裁判官：実務慣例上、裁判官の関与はありません。憲法問題の審査に際して通常３つの文書が出されます。一つ目は、判決そのもので、先に申し上げました通り報告担当裁判官により起案されます。二つ目はプレス文書で、判決の要点をなぞり最も重要な点を強調して書かれるものです。これは事務総長が憲法院院長との協議の上で書き上げます。三つ目の文書が解説であり、事務総長の指示の下に法務部門で作成されます。もちろん、憲法院院長は解説を見ようと思えば見ることもできるでしょうが、法務部門と事務総長に非常に高い信頼を置いていますから、解説が判決に補足的な要素を何ら追加しないと分かっています。したがって通例では、憲法院裁判官が解説に事前に目を通すことはありません。例外的な場合に、憲法院院長が解説を事前に見たいと思えばそうすることもあるでしょう。とはいえ、解説の執筆は相当な熟練を要する業務であり、事実、判決を説明し、当該判決が継続性を有するのか新規性を有するのかといった点を明確にし、当該判決を判例の中に位置づけ、時に他の憲法裁判所の判例との比較にまで至るのです。解説は判決の下に属するものではなく、したがって、憲法院裁判官の判断に属するものでもないのです。
レスティノ氏：万が一、解説が判決を超えて行き過ぎてしまっても、いずれにせよ、解説は何の法的価値もありません。解説によって判決に付された補足には法的な価値はないのです。判決のみが法的価値を有します。

質問：憲法院のウェブサイトで判決を拝見しながら、いつから解説やプレス文書が公開されるようになったかと疑問に思いました。10 年ほど前でしょうか。

リュキアンス裁判官：現在ウェブサイトで公開している形の解説は、たしか2000年代に端を発すると思います。それ以前にも判決に関する評釈（article）がありました。私は国民議会でキャリアを重ねてきまして、その当時も国民議会で任務に就いておりましたからよく覚えているのですが、憲法院事務総長が判決を評釈し署名までしていたので驚嘆しました。国民議会にとって、当時の事務総長は全く影響力のない人物ではなかった、と言いましょうか。特に国民議会を驚嘆させた評釈は、「十戒」と題して書かれたものでした。聖書によればモーセが神から10の戒律を受け取り、それに拘束されたことをご存知でしょう。評釈の「十戒」は立法者を拘束しようとする戒律だったのです。無論、それは国民議会議員からは非常に評判悪く受け止められました。当時も今も判決の解説を公表していると言っても、当時は事務総長が評釈をしていたので批判が起こりました。その後、解説はより公式的で明確な地位を確立しました。

レスティノ氏：それ以降、解説は判決に何らの変更も加えない忠実なものとなり、判決を批判することなく、説明することに徹しています。

リュキアンス裁判官：その通りですね。解説は今日とても有用なものになっていますが、判決に非常に忠実で、行き過ぎることがありません。

質問：先週の金曜日にイタリアの憲法裁判所を訪問した時に、イタリアでは一人の裁判官に3人の助手がついていると聞きました。憲法院でも裁判官に助手がつくのでしょうか。

リュキアンス裁判官：全くつきません。わが国の憲法院制度は、［イタリア憲法裁判所とは］異なり各裁判官に担当助手がつきませんが、それでもよく機能している制度だと思っています。

事務総長の監督下にある法務部門が判決の準備の補助を担いますが、憲法院裁判官自身に協力者がいるわけではありません。突き詰めて考えてみると、このような構成によって、第一に、法務部門が判例の一貫性と統一性とをよりよく保証しうるという考え方がありましょう。第二に、もし憲法院裁判官が反対意見を表明しようとするならば、執筆を補助してくれる法律家が必要になるので、助手を得ることは非常に有益だと思います。しかし、憲法院は反対意見を付すことができません。したがって個々の裁判官に協力者や助手を充てる必要がないのです。最後に、憲法適合性審査手続の迅速性に関するところでも述べましたように、

憲法院裁判官が重厚な判決を書くことは、審議日程上、できません。憲法院はもちろん他国の憲法裁判所と交流をしており、とりわけカールスルーエに所在するドイツ憲法裁判所との意見交換を行っています。ドイツでは、重大な事案となれば、判決までに3年を要する場合があります。暫く前にカールスルーエを訪れた際に、原子力発電所に関する判決の準備を担当した裁判官に会いましたが、その審査手続は4、5年前に始められたものだというのです。申立ては放射性物質を生産する会社によって提起されたもので、原告は生産をやめざるをえなかったことを経済的利益（intérêt）に対する侵害だと主張したのでした。担当裁判官は、もう2、3年も本件について調査しており、300頁にものぼる、博士論文にも匹敵するような報告書を公表するつもりだと仰っていました。このような憲法裁判のあり方はフランスのものとは全く異なる着想によるものでしょう。憲法院では事前審査の1か月の間やQPC審査の3か月の間に、このような調査を行うことは到底できません。300頁の報告書を書こうとすれば、確かに裁判官に執筆協力者がいた方がよいでしょう。

ただし、憲法院の法務部門はあらゆる法的問題に関する非常に詳細な報告書を作成し、それが解説の基礎となるということにもご留意ください。とはいえ、判決の基礎となる報告書を執筆するのは個々の報告者、つまり憲法院裁判官です。

質問：法務部門には何名が働いていますか。

レスティノ氏：法務部門に8名が所属しています。憲法院全体では50名ほどの職員がおります。憲法院は小さな機関なのです。法務部門には8名が所属しているほか、資料部門に10名程度が働いております。着任当初はこんなに少人数で働いているのかと驚いたものです。しかし、各職員がよく貢献して成り立つ、小さくてもよく動く機械仕掛けが憲法院にはあり、時間の無駄を作らないようにしています。法律家は法に携わり、文書係は質の良い資料を提供し、裁判官は報告書を作成します。驚かれるかもしれませんが、長い間、憲法院は事前審査しか行っておらず毎年20件ほどの判決しか出しておりませんでした。今年のように選挙管理がある年に例外的に判決数が増えるのみでした。ですから、QPCの導入は、憲法院の規模が変わる契機になりえたかもしれませんが、実際にはそうはなりませんでした。あることが大切だと思っています。法務部門が過度に大きくなってしまえば、[構成員が] 専門細分化されてし

まうおそれがあるということです。これは判例の統一性の問題にかかわります。

法務部門の構成員は皆、質の高い人材です。法務部門には4名の上級法律専門家がおり、行政裁判所裁判官［(法務部門長であるヴィルジニー・レスティノ氏)］と司法裁判所裁判官からそれぞれ一名、そして非常に迅速に業務を行う経験と立法について深い知見を有する国会職員が国民議会と元老院からそれぞれ1名ずつ選ばれています。法務部門には、憲法院における職務を担うにふさわしい熟練した経験と知見を有し、且つチームで働くことにも習熟した法律家が揃っているのです。人材は限られていますが、よく機能しています。この4名の上級法律専門家はすべての事件を取り扱います。リュキアンス裁判官が仰いましたように、我々は専門細分化されていません。すべての事件を取り扱うことによって、あらゆる判決に関する俯瞰的視点を持つことができますし、常に憲法院の判例を念頭に置いておくことができます。

質問：憲法院が出される判決の数と重要性に対して、そんなにも職員が少ないということに驚きました。
リュキアンス裁判官：憲法院での仕事のリズムはいつも早いのです。
レスティノ氏：日本の先生が憲法院にいらしてくださり、リュキアンス裁判官はとても嬉しく思っていらっしゃいます。先生方と質問や説明を交わすことができ、大変良かったです。どうもありがとうございました。

おわりに

「憲法院は、制憲者意思においては『執行権の番人』として、基本的に憲法34条が定める法律と行政立法の権限配分をサンクションする機関として設立されたものである。その後の憲法院自身による準拠規範の拡大と、1974年憲法改正による国会議員（実質的には野党議員）への提訴権拡大を契機として、その活動を活発化させ、1981年に左翼政権を成立させた第五共和制初の政権交代以降、コアビタシオン（保革共存政権）を含む幾次の政権交代において、政権交代の保障者という重要な役割を演じ、学説における『法治国家』イデオロギーにも支えられて、一般的には人権保障機関へと憲法院は変容を遂げてフランス社会に定着してきたとされている。」[40] これは、今関源成の憲法院の成立と展開に関する見立てである[41]。憲法院の60年あまりの歴史を過不足なく見事に表現し

ているように思われる。本「資料」は、「はじめに」でも述べたように、この憲法院の歴史の「原点」と「現点」に関わる像の一端を明らかにしようとしたものである。我が国の憲法院研究者にとって幾らかでも資料的価値を有するものであれば幸いである。

注

1　その後、この研究集会の報告と討論は一冊の本にまとめられ刊行されている。Didier Maus, Louis Favoreu et Jean-Luc Parodi (sous la direction de), *L'écriture de la Constitution de 1958*, Paris, Economica/P. U. F d'Aix-Marseille, 1992（以下、*L'écriture* と表記）。フィリップの報告は、467 頁以下に掲載されている。

2　深瀬忠一は次のように述べている。「この憲法起草決定過程は、先行共和制では考えられないほど『短期間』（117 日）に行われた（第三共和制憲法は 5 年以上、第四共和制憲法は 2 年半かかった）。エクスパート達が秘密裡に審議起草したもので、それだけ不明確なところが多い。」（「フランス第五共和制憲法の多角的・総合的検討について」北大法学論集 36 巻 5・6 号 293 頁以下）。最近、第五共和制憲法の制定過程を詳細に跡づける研究を完結した塚本俊之も同様の認識を示している（「フランス 1958 年憲法制定過程研究（1）（2）（3）（4）（5・完）」（香川法学 31 巻 1・2 号、31 巻 3・4 号、35 巻 1・2 号、36 巻 3・4 号、37 巻 1・2 号）。

3　フィリップの憲法院に関する研究業績は膨大であるが、その中でも代表的なものとしてファヴォルーとの共編著による、*Les grandes décisions du Conseil constitutionnel*, Dalloz がある。

4　この訪問調査は、筆者が研究代表者を務めている JSPS 科研費 17H0245301 の助成により実現したものである。また、憲法院裁判官へのインタビューの実現は、明治大学の江藤英樹教授の尽力によるものである。この場を借りて、教授に心より謝意を表することをお許しいただきたい。

5　第一部は、拙稿「フランス憲法院の成立と展開」（明治学院大学法律科学研究所年報 5 号 15 頁以下）の一部を加筆修正したものである。なお、憲法院の創設過程を検討した最近の邦語文献として、池田晴奈「一九五八年憲法におけるフランス違憲審査制の制定経緯―二〇〇八年憲法改正による事後審査制導入から見る―」同志社法学 63 巻 5 号 447 頁以下がある。

6　*L'écriture*, p. 467.

7　*L'écriture*, p. 467. なお、フィリップが「準備作業の読解」に際して主に用いているのは、Comité national chargé de la publication des travaux préparatoires des institutions de la Ve République, *Documents pour servir à l'histoire de l'élaboration de la Constitution du 4 octobre 1958*, vol. Ⅰ-Ⅲ, Paris, La Documentation française, 1987, 1988, 1991（以下、*DPS* Ⅰ-Ⅲと表記）である。

8　塚本によると、ジャノは、6 月 3 日憲法的法律に関連して首相補佐に抜擢されて以来憲法制定作業においてもドゴールを助けたとされている。具体的には、作業部会に参加してドゴールとの連絡調整役を務めるとともに、憲法諮問委員会においては政府委員として原案の説明にあたるなどの重要な役割を果たした。以上、塚本俊之「フランス 1958 年憲法制定過程の研究（3）」香川法学 35 巻 1・2 号 3

頁注(2)を参照。

[9] *L'écriture*, p. 467.

[10] Ibid., p. 468.

[11] 憲法院の「構成員」については、「憲法裁判機関」として定着している現在では「裁判官」という訳語を当てることに問題はないであろうが、制定過程のこの段階では「政治機関」と位置づける考え方も根強かったので「評定官」と訳しておくこととする。

[12] *DPS* Ⅰ, p. 383 et s..

[13] Ibid., p. 385.

[14] ドゴールによって主宰されたこの協議会には、ドゥブレ、モレ、ジャキノ、ウフエ・ブワニの各国務大臣の他に、コンセイユ・デタ副院長ルネ・カッサンも参加していた。更に、ロジェ・ブラン（政府事務総長）、ポンビドゥ（後の大統領）、ジャノが事務局的な役割で陪席していた。なお、塚本は、この協議会について、政府原案の作成において決定的役割を果たしたことは疑いないと評価している。より詳しくは、塚本「フランス 1958 年憲法制定過程の研究(3)」4-5 頁参照。

[15] 閣僚協議会における修正後の条文については、*DPS* Ⅰ, p. 466 et s. を参照。

[16] 憲法諮問委員会に送付された政府原案の正文については、ibid., p. 511 et s. を参照。

[17] 塚本「フランス 1958 年憲法制定過程の研究(3)」 2 頁参照。

[18] *Travaux préparatoires de la Constitution, avis et débats du Comité consulutatif constitutionnel*, La documentation française, 1980, p. 76.

[19] 以下、諮問委員会での提訴権をめぐる議論については、ibid., p. 76 を参照。

[20] 塚本「フランス 1958 年憲法制定過程の研究(4)」香川法学 35 巻 3・4 号 26 頁参照。

[21] F. Luchaire, *Le Conseil constitutionnel*, Paris, Economica, 1980, p. 24 を参照。

[22] 以下、コンセイユ・デタにおける審議については、*DPS* Ⅲ, p. 161 et s. を参照。

[23] *DPS*, Ⅲ, p. 284. 訳については、塚本「フランス 1958 年憲法制定過程の研究(5・完)」香川法学 37 巻 1・2 号 6 頁参照。なお、カッサン自身は、憲法裁判という観念に反対であったようである（*L'écriture*, p. 468）。

[24] J. -L. Debré, *La Constitution de la Ve République*, P. U. F., Paris, 1975, p. 16.

[25] M. Debré, *Une certaine idée de la France*, Paris, Fayard, 1972, p. 144.

[26] *L'écriture*, p. 469.

[27] *DPS* Ⅰ, p. 525.

[28] *L'écriture*, p. 502.

[29] L. ファヴォルーは、討論の場で、外国法、特に当時のヨーロッパにおける憲法裁判所（ドイツやイタリア）の存在の影響について強調している（ibid., p. 505.）。

[30] *L'écriture*, p. 501-502 に掲載されているジャノの発言を参照のこと。

[31] *L'écriture*, p. 503.

[32] Ibid., p. 502.

[33] このインタビューにはヴィルジニー・レスティノ法務部部長が陪席し、リュキアンス裁判官の回答について有益な補足説明を行っていた。法務部については、インタビューの後半で言及がなされている。また、以下では少し異例な形かもし

れないが、裁判官とのやりとりを忠実に再現することとしたい。やりとりを通じて得られた憲法院の運用に関わる現実の姿を臨場感をもって味わっていただきたいからである。

[34] C.C., Décision n° 2014-698 DC, cons. 12 et 13.

[35] C.C., Décision n° 2017-752 DC du 8 septembre 2017, *loi pour la confiance dans la vie politique*, *JORF* n° 0217 du 16 septembre 2017, texte n° 5.

[36] C.C., Décision n° 2012-285 QPC du 30 novembre 2012, *M. Christian S. (Obligation d'affiliation à une corporation d'artisans en Alsace-Moselle)*, *JORF* du 1 décembre 2012, p. 18908, texte n° 93.

[37] CEDH, Grande ch., Arrêt *SAS c. France*, 1 juillet 2014, requête n° 43835/11.

[38] C.C., Décision n° 2010-14/22 QPC du 30 juillet 2010, *JORF* du 31 juillet 2010 p. 14198, texte n° 105.

[39] C.C., Décision n° 93-326 DC du 11 août 1993, *JORF* du 15 août 1993, p. 11599.

[40] 今関源成『法による国家制限の理論』（日本評論社、2018 年）224-225 頁（初出は、「フランス憲法院への事後的審査制導入―「優先的憲法問題 question prioritaire de constitutionnalité」―」早稲田法学 85 巻 3 号 28-29 頁）。

[41] このような見立ては、フランスにおいても一般的であるように思われる。少し古くなるが、1987 年 4 月にポルトガルのリスボンで開かれた第 7 回ヨーロッパ憲法裁判所会議（la VIIe conférence des Cours constitutionnelles européennes）に提出された報告書の冒頭に次のような表現が見られる。「憲法院は、第五共和制の独創的な創造物であるが、その後深刻な変化を経験した。憲法院は、当初『議院制（le régime parlementaire）の逸脱に対する一つの武器』として理解されていた。しかしそれは、しだいに真の憲法裁判所となったのである。」（《Le contrôle de constitutionnalité des norms juridiques par le Conseil constitutionnel》 dans Rev. fr. Droit adm. 3(5), sept-oct. 1987, p. 845）この報告書の実質的作成者は特定できないが、代表団が当時の憲法院院長の R. バダンテール、憲法院の構成員であると同時に著名な憲法学者でもあった G. ヴデル、そして事務総長の B. ジュヌヴォア 3 名によって構成されていたことが注目される。

[i] ［訳注］内閣事務総局について、以下を参照。奥村公輔「政府諸機関間の相互作用」比較法研究 80 号（2019 年）135 頁以下。徳永貴志＝奥村公輔＝河嶋春菜「フランスにおける政府の憲法解釈―内閣事務総局の役割」和光経済 51 巻 1 号（2019 年）33 頁以下。なお、本インタビューにおける憲法院への質問事項は、2017 年 3 月に実施し右誌に掲載されているフランス首相府への取材内容をふまえて作成されたものである。

[ii] ［訳注］コンセイユ・デタによる憲法適合性審査の手法について、参照。河嶋春菜「憲法院とコンセイユ・デタ訴訟部との相互作用」比較法研究 80 号（2019 年）161 頁。

[iii] ［訳注］詳しくは、徳永貴志「議事手続と両院関係」フランス憲法判例研究会編『フランスの憲法判例Ⅱ』（信山社、2013 年）202 頁以下を参照。

[iv] ［訳注］この原則について、参照、只野雅人『代表における等質性と多様性』（信

山社、2017 年）第Ⅳ編第 1 章。

[v] ［訳注］任命裁判官の席数は 9 席であるが、ニコール・ベルベが司法大臣職に就くために 2017 年 6 月 21 日に憲法院裁判官職を辞して以来、本インタビュー実施時点で 8 名の裁判官のみが在籍していた。本稿脱稿時点（2019 年 1 月 4 日）では、9 名の任命裁判官が憲法院に在籍している。すなわち、大統領任命による裁判官として、院長であるローラン・ファビウス（2016 年任命、元国民議会議員・元外務大臣）、ミシェル・シャラッス（2010 年任命、元元老院議員）、ニコール・マエストラチ（2013 年、元司法裁判官）、元老院議長任命による裁判官として、ジャン＝ジャック・イエス（2015 年任命、元元老院議員）、ミシェル・ピノー（2016 年任命、評定官）、ドミニク・ロタン（2017 年任命、元司法裁判官）、国民議会議長任命の裁判官として、クレール・バジ＝マロリー（2010 年任命・2013 年再任、元財務官僚）、リオネル・ジョスパン（2014 年任命、元国民議会議員）、そしてコリーヌ・リュキアンス（2016 年任命、元国民議会事務総長）である。また、元大統領が就く当然裁判官として、ヴァレリー・ジスカール＝デスタンが在籍している。

[vi] ［訳注］フランス語には「立法事実」という用語に対応すると思われる用語がないため、インタビューでは、便宜上「fait social」と仏訳し、その意図するところを説明して補った。

[vii] ［訳注］事情変更について、以下を参照。マチュー・ディザン（岡田信弘［監訳］、河嶋春菜［訳］）「憲法院判例における事情変更」北大法学論集 69 巻 5 号（2019 年）76 頁以下。